

第3回 債権者代位・抵当権と妨害排除の検討項目

- (1) (a) X₁のZ₁に対する請求
 - (ア) X₁の請求の趣旨
 - 請求原因
 - 債権執行と異なる債権者代位権の独自の意義
 - 債権者代位権の実体法上の要件
 - ①被保全債権の存在 新423条3項を参照
 - ②被保全債権の保全の必要性⇨債務者の無資力 新423条1項
 - ③債務者に代位対象となる権利が帰属していること
 - 被代位権利の性質、錯誤または詐欺
 - ④一身専属権でないこと
 - ⑤(被保全債権の期限未到来の場合)裁判上の代位または保存行為であること
 - 訴訟提起と裁判上の代位 新423条により廃止
 - ⑥債務者自身が目的となる権利を行使していないこと
- (イ) Z₁の抗弁
 - 期間制限 (126条)
 - 同時履行の抗弁権・留置権の主張の許容性
 - 代位権行使の結果
- (1) (b) X₂のZ₂に対する請求
 - 債務者の処分権の制限の有無 新423条の5
- (1) (c) X₁のX₂に対する請求
 - X₂の弁済受領権限
 - 事実上の優先弁済
 - 債権者平等 vs. 勤勉な債権者へのインセンティブ 民法改正での扱い
- (2) (a) X₁とYの関係
 - (ア) 妨害排除請求権の代位行使の要件
 - 被保全権利 必読判例①の法廷意見と補足意見
 - 423条の転用?法意による拡張?
 - 代位請求と無資力要件 民法改正後の根拠条文は?
 - 代位請求の決定的な弱点
 - 抵当権自体に基づく妨害排除・妨害予防の請求原因
 - 抵当権の侵害があるか侵害の予防か
 - 民事執行法上の保全処分(とくに民執187条)との関係
 - 明渡先は誰?
- (イ) Yの明渡拒絶の可否
 - 占有正権原の抗弁?
 - 必読判例②による例外処理
- (2) (b) X₂とYとの関係
 - (ア) 被担保債権と無資力要件
 - (イ) Yの明渡拒絶の可否
 - 無剰余競売の禁止(民執63条)との関係 必読判例①の奥田補足意見を参照
 - (ウ) X₂の賃料收取の可否
 - 併用賃貸借契約の効力